



最高裁秘書第 1730 号

平成 29 年 4 月 17 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

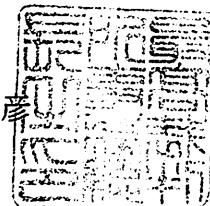
諮問番号 平成 29 年度（最情） 諒問第 6 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03-3264-8330（直通）

平成29年4月12日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

平成29年4月12日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所が開示した次の文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした判断に対し、事前課題の内容が分かる部分が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をすると主張しているが、当該判断は相当であると考える。

平成28年10月7日付け司法研修所事務局長「司法修習開始までの準備について」

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

第70期司法修習生の事前課題の内容が分かる文書

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成29年2月6日付けで本件対象

文書を対象文書として特定し、本件対象文書の一部を不開示とする判断（以下「原判断」という。）を行った。

### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 最高裁判所が本件対象文書のうち一部不開示としたのは、①司法研修所事務局企画第二課企画係の電話番号及び②事前課題（民事裁判事前課題、刑事裁判事前課題、検察事前課題、民事弁護事前課題1（問題研究1），同解答用紙、民事弁護事前課題2（契約）及び刑事弁護事前課題）に関する情報である。

#### イ アの①電話番号について

この電話番号は、司法修習生の修習の企画立案に関する事項等の事務を行う担当部署の電話番号であり、司法修習生等が事前課題等の提出に当たって照会する場合に備えて、専ら司法修習生等に告知している情報であって、広く一般に公表しているものではない。

当該電話番号を公にすると、今後、司法修習生等以外の者からの問合せ等の増加が考えられ、当該担当部署の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、この情報を公にすると当該担当部署の電話による連絡や報告等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号に相当する。

#### ウ アの②事前課題について

司法修習生の修習目的は、「高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備える」（司法修習生に関する規則第4条）ことにあるため、司法修習生の自学自修を旨としている。

司法修習生採用選考申込者（以下「採用選考申込者」という。）に対する事前課題についても同様の趣旨で課され、採用後に行われる修習のカリキュ

ラムも自学自修が実践されることを前提に作成されている。

事前課題については、過去に使用した問題を次年度以降も使用する場合が少なくないところ、課題の内容を公にすると、各課題の模範解答案が作成されて流布する可能性があり、それによって司法修習生が安易にこれを利用して、自身の積極的かつ主体的な取組をしなくなるなど、上記修習目的が達成できないおそれが生じる。

また、これらを公にすると、当該課題を事前課題の受領前に知見した採用選考申込者とそうでない採用選考申込者が存在し、その検討期間に差が生じるという不公平な状況になるおそれがある。

これらの事態を避けるために、全て新規の課題を毎年作成し続けることはおよそ困難であり、修習事務の遂行に支障を来すことになる。

したがって、これらの情報を公にすると、司法修習生の積極的かつ主体的な取組を阻害させ、公平性を確保した修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に相当する。

エ 以上によれば、本件対象文書のうち、法第5条第6号に定める不開示情報に相当するとして、①電話番号及び②事前課題に関する情報を不開示とした原判断は相当である。